

平成26年門真市教育委員会第6回定例会

開催日時 平成26年6月27日（金） 午後2時

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
こども未来部長	河合 敏和
学校教育部次長	山口 勘治郎
こども未来部次長	大矢 宏幸
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	西岡 慈敏
学校教育部学校教育課長	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事	成田 明子
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部生涯学習課長	牧藪 友広
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
生涯学習部図書館長	西中 敏美

こども未来部こども政策課長 山 敬史
こども未来部こども政策課参事 森 房子
こども未来部子育て支援課長 三宅 聖子
こども未来部保育幼稚園課長 森田 邦裕
こども未来部
こども発達支援センター長 宮下 勝仁

長澤委員長 開会宣告 午後2時

日程第1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 藤原 定壽 委員を指名

日程第2 会期の決定

本日1日と決定

日程第3 諸報告

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 門真市教育委員会事務局職員の懲戒処分等の指針の改正
について

説明者 西岡教育総務課長

懲戒処分の指針は、懲戒処分が厳正に行われるよう、処分量定を決定するに当たっての参考にするための指針として、20年3月に策定し、標準例として、懲戒処分の対象となりうる代表的な事例とその標準的な処分量定を掲げております。

21年10月の改正以来、社会情勢が変化し、他団体の処分例につきましても変更がなされているところであることから、社会情勢に適

用したのに見直しを行ったものであります。

主な改正の内容につきましては、4点ございます。

諸報告資料13ページをご覧ください。

1点目は、標準例の一般サービス関係の項目「不作為等」について、「イの職務怠慢により職務に重大な支障を与えたり、信用失墜に至った場合」の「職務怠慢」の記載を「職務怠慢等」と変更をしております。

変更の理由は、これまでの処分案件の中で、「職務怠慢とまでは言いきれないが、不適切な事務処理によって職務に重大な支障を与えたり、信用失墜に至った」として処分した例があり、その実態に合わせ「職務怠慢等」とすることで「不適切な事務処理」をも含む表現に変更したものであります。

2点目は、同じく標準例の一般サービス関係に「タイムレコーダーの不正打刻」の項目を新たに追加いたしました。タイムレコーダーの代理打刻を依頼し、又は依頼を受けてタイムレコーダーの代理打刻を行った場合、減給、戒告とすることとしております。

3点目は、同じく標準例の一般サービス関係に「パワーハラスメント」の項目を新たに追加いたしました。職務上の指導範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動例えば過度の責任又は失敗の追及、過度の能力否定、過度の性格又は人格の否定等を継続的に繰り返した場合は、停職、減給又は戒告とすることとしております。

4点目は、標準例の公務外非行関係に「公的債権の滞納等」の項目を新たに追加いたしました。公的債権を滞納し、履行の督促等にもかかわらず滞納し続けた場合は、減給、戒告とすることとしております。

なお、施行日は、26年6月1日からとしております。

番号2 平成26年度図書館フェアについて

説明者 西中図書館長

門真市民プラザにおいて、5月24日、25日、両日に実施いたしました「図書館フェア」について、その結果をご報告申し上げます。

諸報告資料の14ページをご覧ください。

本事業は、「本のリサイクル市」と子ども向けにお話の会を同時

に開催し、市民のお楽しみ会的なおまつりとして拡大させたものを21年度より実施いたしております。

「本のリサイクル市」は「門真市立図書館 除籍図書等の 無償譲渡に関する取扱要領」に基づき、図書館において除籍された図書、雑誌等で利用可能なものを、門真市内の団体、個人等に無償譲渡し、市民の読書活動の推進に資するとともに、リサイクル意識の向上を図ろうとするものです。

譲渡対象図書につきましては、年限廃棄図書や、汚損廃棄図書として7,222冊、寄贈図書3,605冊、合計10,827冊を準備致しました。その内訳は、一般書7,703冊、児童書1,335冊、雑誌1,789冊です。

リサイクル市実施の結果、2日間で4,182冊を562人の市民の方々に譲渡いたしました。

また、24日午前におはなしの会「どんぐりんのラブリーシアター」を実施し、パネルシアター、紙芝居、人形劇などを行い、家族連れなどで、62名の参加がありました。

今年は、天候に恵まれ、門真市イメージキャラクター「ガラスケ」を登場させる等したことから、

「リサイクル市」の利用は昨年を558冊上回り、おはなしの会も盛況でした。

市民の図書館フェアとして盛り上がりが見られ、定着してきたものと感じられました。

番号3 子ども・子育て支援新制度における各基準案に係るパブリックコメントの実施について

説明者 山こども政策課長

諸報告資料の15ページをご覧ください。

27年度から始まります子ども・子育てに係る新制度におきましては、新制度において各手続を行うための各種基準につきまして、国が定める基準をもとに、市が条例等で定めることとなっております。また、基準制定に当たりましては、市民へも影響を及ぼす内容であることから、基準案に対する市民意見を募集するパブリックコメントを実施するものでございます。

実施する案件といたしましては、「1.」に記載しておりますが、

特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、保育の必要性の認定に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の4つでございます。

なお、(3)及び(4)につきましては、来週月曜日30日に予定しております「第6回 門真市子ども・子育て会議」において、審議いただく予定としており、会議での意見を踏まえ、会議終了後に(1)及び(2)の内容を加えたすべての案件について、庁内部長級職員で構成される策定委員会で基準素案を決定することとなっております。

「2. 提出資格」、「3. 提出方法」については、規定に基づき実施しております。また、「4. 募集期間」といたしましては、7月18日(金)から8月8日(金)までの22日間を予定しております。閲覧場所といたしましては、市内の一般的な公共施設及び子ども又は保護者の利用が想定される施設を設定しております。

パブリックコメントにより意見が出された場合、その意見に対し修正を行うかどうかの検討を行った上で、意見に対する市の考え方を後日公開することとなっております。

パブリックコメントの概要につきましては、以上でございます。続きまして、各基準の概要について、ご説明いたします。

別紙1から別紙4に各基準の概要を簡単に記載しておりますが、後ろに添付しております参考資料1から参考資料4に詳細の内容を記載しておりますので、参考資料に沿ってご説明いたします。

それでは、参考資料1をご覧ください。特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。はじめに、23ページをご覧ください。新たな給付制度における「認可」と「確認」の関係を記載しておりますが、新制度のもとで各施設が給付の対象となるためには、施設基準や職員配置基準を満たし「認可」を受けた上で、給付の対象とするための市町村の「確認」を受けていただく必要がございます。確認手続きにおきましては、市が策定する事業計画における整備計画と適合しているかどうか、また給付を行う施設・事業としての水準が保たれているかを確認することとなっております。

1つめの基準につきましては、この確認手続きに係る基準として定めるものでございます。

24ページには、各施設及び事業に係る認可権者、確認権者を表

にまとめております。認可につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所といった「施設」については中核市以上が権限を持つこととなり、本市の場合は現時点では大阪府が認可を行っております。小規模保育等の「事業」については、市町村が認可権限を持つこととなっており、のちほどこの認可基準についてもご説明いたします。また、確認につきましては、施設・事業ともに市が確認を行うこととなっております。

次に、25ページをご覧ください。このページ以降に具体的な基準項目を記載しております。この基準項目及び基準案につきましては、国より基準案が示されておりますが、基準には「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の2つの分類がございます。「従うべき基準」につきましては、基本的には異なる内容を定めることは許されないものとなっており、対象といたしましては、子どもの処遇や秘密の保持、また健全な発達に密接に関連する項目が該当いたしまして、基準一覧の該当部分に網をかけて表示しております。またそれ以外の項目につきましては、「参酌すべき基準」となっており、各地域の実情に応じて変更すべき理由がある際には、異なる内容としてよい内容となっております。

25ページ中段から始まる基準項目は大きく5つに分類され、表の左の列に表示しております。まず、利用定員に関しましては、ほぼ「従うべき基準」となっておりますが、「3」の例外的にやむを得ない場合に利用定員を超えてよいとする項目のみが「参酌すべき基準」となっております。

2つめが、利用開始に関するものでございます。この中では、「5」の一部をはじめとした、保護者が利用の申し込みを行う際の措置などについて「参酌すべき基準」として位置づけられ、「6」として利用の際に市町村が行う利用調整への協力を行うことが「従うべき基準」とされております。

次に「9」以降が、3つめの教育・保育の提供に関するものとなっております。教育・保育を提供する際に、子どもの心身の状況把握や、関係機関や地域との連携・交流に努めることなどが「参酌すべき基準」となっております。また、「17」の提供の際には幼稚園教育要領や保育所保育指針等に基づいたものとするなどが「従うべき基準」とされております。

さらに、4つめの分類といたしましては、6ページ「22」以降の管理・運営に関するものでございます。「22」の施設運営につい

て運営規程を定めること、またその内容を施設の見やすい場所に掲示することをはじめとした、保護者への必要な情報の提供や苦情解決窓口等の設置についての項目が、「参酌すべき基準」となっております。また、「従うべき基準」といたしましては、子どもに対して、差別的な取扱いや虐待を行わないことや、事故発生防止などの項目が挙げられております。

以上が、特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

次に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準についてでございます。

参考資料2の32ページをご覧ください。

放課後児童健全育成事業（いわゆる放課後児童クラブ）の事業概要として、基準を定める背景、現在の事業の現状を記載しております。

はじめに、この基準を策定する背景についてですが、現在は、国が定めた「放課後児童クラブガイドライン」に基づき、運営をしておりますが、新制度においては、市町村において設備運営基準を定めることとなり、必要な水準の確保を行うものでございます。

現状にさまざまな内容を記載しておりますが、主なものとしたしましては、平日の放課後及び土曜日や休業日に開設し、利用料金は月額4,500円、登録児童数は25年5月1日現在で1,342人でございます。参考までに、26年度4月1日の登録児童数は1,364人でございます。右側部分の設置形態でございますが、門真みらい小学校をはじめとした13クラブでは、放課後児童クラブの専用施設を設置し、その他の19クラブにつきましては、小学校の余裕教室を利用しております。運営につきましては、現在、社会福祉法人及び学校法人7事業者に委託し運営を行っております。登録児童数別のクラブ数は記載のとおりでございます。

先ほどと同様に「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の考え方を記載しております。この放課後児童クラブに係る基準につきましては、職員配置のみが「従うべき基準」で、それ以外の項目については「参酌すべき基準」となっております。

34ページ以降に基準項目の一覧を記載しております。この表には、現状の国のガイドライン及び市の現状を比較のため記載しております。その上で、右側から2列目に、備考として現在の運用

と比較した変更点等について記載しております。

初めに第5条をご覧ください。ガイドラインでは、小学校1年生から3年生となっているのが、新制度では6年生までに対象が拡大されております。本市では、すでに6年生までの受け入れを行っておりますが、現在受け入れを行っていない私立小学校や支援学校の対象児童については、今後も対象を拡大して実施していくこととなります。

次に、第9条 設備の基準についてですが、国の基準では生活の場と静養の場をそれぞれ設けることとされていますが、現在本市で専用の静養スペースを設けているのは1か所のみでございます。また、面積につきましては、児童一人あたりおおむね1.65㎡以上必要となりますが、現状、各クラブの面積を定員で割り戻すと、1.65㎡未満のクラブが9クラブとなっております。

続きまして、第10条の支援の単位についてでございます。1クラブあたりの児童の数はおおむね40人以下という国の基準に対して、現状本市においても定員40人での運用を行っておりますが、登録数が41人以上のクラブが18クラブとなっております。なお、これらのクラブを日々利用している児童数はおおむね40人となっております。

続きまして、第18条の開所時間及び日数ですが、これらは国基準を上回って運営しております。今後の基準としては、国基準どおりで最低基準と定めませんが、市としては現状どおりの運営を行っていく予定としております。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準につきましては、以上でございます。

続きまして、保育の必要性の認定に関する基準についてでございます。

こちらにつきましては、少し戻っていただいて、18ページ別紙3をご覧ください。この基準につきましては、子ども・子育て会議での審議前ですので、資料には国で定めている内容のみを記載しております。

この基準で定めますのは、これまで、保育要件に基づいた保育所への入所決定手続きを行ってございましたが、新制度では保育の必要性を判断し、認定を行うこととなりますので、その認定に関する事項を定めるものでございます。

「2. 支給認定の区分」といたしまして、年齢や保育の必要性

の有無によって、1号から3号までの3つの区分での認定を行います。

「3. 認定基準」といたしまして、Ⅰの事由、Ⅱの区分、Ⅲの優先利用の3点について、基準に当てはめ、保育の必要性の認定や優先順位付けを行うこととなっております。

1つ目の「保育の必要性の事由」については、これまでの保育要件の考え方に近いものですが、子ども・子育て支援法施行規則に規定されております①～⑨の事由のうち、下線を引いている新たに追加・変更がなされた部分が、①就労、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待やDVのおそれがあること、⑨育休中の継続利用が必要であることの部分でございます。

2つ目の「保育必要量の区分」については、今回新たに保育標準時間と保育短時間の2区分に分かれることとなっており、標準時間は、フルタイムの方を想定した月120時間程度以上の就労があれば最大11時間の保育が利用できるもので、一方短時間は、パートタイムを想定した就労であれば最大8時間の保育が利用できることとなっているものです。この短時間に該当する就労要件としての最短の下限時間を月48～64時間の間で各市町村が定めることとなっております。

3つ目の「優先利用」については、利用を行う際の優先利用を考慮する項目となっており、ひとり親世帯や生活保護世帯、虐待やDVのおそれがある場合などの項目となっております。優先利用の具体的な実施方法等は現在未定ですが、後日国から通知が届く予定でございます。

最後に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてでございます。

20ページの別紙4をご覧ください。この基準は、先ほど確認基準のところでも少しふれさせていただきましたが、地域型保育事業の認可権者が市町村となるため、市が認可を行う際の基準を定めるものでございます。また、この基準につきましても、次回子ども・子育て会議の案件とする予定です。

「2. 各事業の概要」にありますとおり、地域型保育事業には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4つの事業がございます。

家庭的保育事業は、定員5人以下で、家庭的な雰囲気の下での保育事業で、次の小規模保育事業は、6人～19人までの小規模な

保育を行うものです。さらに、居宅訪問型保育事業につきましては、子どもが障がいを持っているなど集団保育が困難である場合に子どもの居宅において1対1で保育を行うものでございます。4つめの事業所内保育につきましては、企業が従業員の子どもの保育に加え、地域の子どもの受け入れを行った場合に地域型保育事業となるものでございます。

具体的な基準項目を、39ページの参考資料3に記載しております。前半には、先ほどの4つの事業に共通する基準を記載しており、後半42ページ以降には事業の趣旨、規模に応じた、事業ごとの基準を記載しております。

はじめに、共通基準ですが、主なものとして、「6. 保育所等との連携」については、今回創設された地域型保育事業の対象者が原則0～2歳であることを踏まえて、3歳以降の受け入れ先としての連携施設を確保することを求めることとなっております。

次に、42ページ以降の事業別基準につきましては、基準項目ごとに各事業の基準の違いを記載しております。それぞれの詳細な説明につきましては、割愛いたしますが、概ね、現在の認可保育所の基準をもとに、各事業に合わせた設定とされております。なお、面積基準や職員配置など、子どもの安全上重要な項目については、施行日から遵守する必要がありますが、一部経過措置があるものもございます。

番号4 門真市夏季放課後児童クラブ運営事業実施要綱の制定について

説明者 三宅子育て支援課長

資料の47ページをご覧ください。

この、要綱は現在行われております、門真市放課後児童クラブ運営事業において26年度より放課後児童クラブの待機児童対策として、事業の実施が可能となったため、要綱を定めたものとなっております。具体的には、夏季放課後児童クラブの開設日時、利用料等の実施内容についての整備を行ったものです。

開設場所は、速見小学校となっております。開設期間は7月19日から8月25日までとなっております。開設時間は午前8時30分から午後6時までとなっております。利用料は、門真市放課後児

童クラブ条例第7条及び第8条に基づき、日割りによる減免を行い、夏季開設期間5,900円となっております。対象は6月20日時点の、待機児童で、約25人のうち申し込みがあった児童となっております。

附則として「この要綱は26年7月1日から施行するとしております。

番号5 福祉行政報告例について

説明者 三宅子育て支援課長

福祉行政報告例は、行政の実態を数量的に把握し、社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的に毎年4月末頃を目途に市から大阪府へ報告するものです。

報告の対象期間は25年度については、25年4月1日～26年3月31日となっております。

報告事項は、子育て支援課は児童福祉関係の報告を行っております。

まず、(1) 児童相談種別対応件数についてですが、実数となっております。全体の件数が972件となっております。相談種別は6項目ございまして、養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他相談となっております。

養護相談は、児童虐待相談とその他相談に分類されており、児童虐待相談は485件と全体の約50%を占めております。

養護相談のその他の相談は、児童の問題というよりは、保護者の問題についての相談となっており、家庭の事情や、保護者の精神障害や傷病に伴う、施設入所の相談などがあります。

障害相談の中で言語発達障害等相談44件は、児童の発達について保護者が心配している場合や、学校の個人懇談後などに発達検査の意向があった場合に、臨床心理士が発達検査を行っております。

知的障害相談181件は療育手帳の受付件数となっております。25年度までは、子どもに係る療育手帳の申請は子ども課で行っていましたが、26年度より、障がい福祉課で行うこととなっております。

育成相談の中の「性格行動相談」58件は 「大人しくて困っている」「登校すると体調不良となり、怠学傾向である」などの相談

となっています。

再掲の「児童虐待通告」165件は養護相談の「児童虐待相談」485件の中で、家庭児童相談センターで緊急と判断し通告対応を行った延べ件数となっています。

右側の（２）児童相談種類別児童受付については、今説明させていただいた相談の年齢別の件数となっています。

続きまして、50ページの児童虐待相談（再掲）の（１）虐待相談の主な虐待者については、一番多いのが実母411件となっていて、全体の85%程度を占めております。

（２）被虐待児の年齢・相談種別につきましては、485件の虐待件数を虐待種別と年齢別に表した表になっております。

門真市はネグレクトが全体の半数以上を占めているというのが現状です。

番号6 保育園・こども発達支援センター年齢別在園児数について

説明者 森田保育幼稚園課長・宮下こども発達支援センター長

51ページをご覧ください。（１）保育園についてですが、現在門真市では、公立保育園3園、私立保育園13園ございまして、合計16園となっています。

それぞれの定員ですが、保育園3園につきましては350名、私立保育園につきましては1,563名、合計1,913名が門真市の定員となっています。

それぞれの4月1日現在の保育園の入所者数ですが、公立保育園につきましては363名、定員充足率は103.7%、私立保育園につきましては1,563名、定員充足率は105.7%となっております。

それぞれの数字の下に（ ）が記載されていますが、これらは他市から門真市に入所を受託している児童数でございます。

表の下は、門真市から他市へ児童を受託している人数になります。他市への委託している人数は25名です。他市分を除く本市園児数につきましては2,022人となっております。

続きまして、（２）こども発達支援センターについてですが、こども発達支援センターでは、肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児を預らせていただいております。障害種別を問わず預かっております。しかし、知的・発達障がい児と肢体不自由児を同じ

クラスにすることは非常に危険が伴います。そこで、きりん、うさぎ、こあら、ぺんぎん、こぐまクラスを知的・発達障がいのクラスとし、ぱんだ、ひつじ、ひよこクラスを肢体不自由のクラスとし、障がいの分類を分けております。

4月1日の園児数につきましては、保育園とは異なり、3月卒園時に在園児数は少ない状態です。そして、年度途中に園児が増えるという特徴があります。

クラス分けにつきましては、知的・発達障がいのクラスは5歳児が6名、4歳児が8名、3歳児が15名、2歳児が6名となっています。年齢別にクラス分けをしない理由としましては、年度が始まってから入園する園児の中で、2、3歳児が非常に多くなっております。そのため、適切に対応するために、一定年齢で分けさせていただきますが、人数を調整することで、より多くの園児を預かりたいということから、5歳児と4歳児、4歳児と3歳児というクラス分けをしております。

肢体不自由のクラスにつきましては、ぱんだクラスが年長の園児が多くいまして、来年、再来年度に就学される園児が多くいます。ひつじクラスは体が不自由ということで入園されましたが、一定の歩行が確保できて、特にダウン症の園児が入園されたら、遅れますが、発達はしていく中で、重複する知的障がいの部分もありますので、現状で肢体不自由のクラスですが、今後、知的・発達障がいクラスへ編入する園児についてこのクラスに所属しています。

4月1日現在で、知的・発達障がいのクラスで35名、肢体不自由のクラスで11名、計46名の通園児数となっております。

—すべての報告が終了—

藤原職務代理者： 諸報告番号3について、子ども子育て会議でどのような御意見が出されていますか。

山こども政策課長： 確認基準に対する意見といたしまして、「門真市の実情と合っているのか」また、「この基準に基づく事業者の具体的な運営方法については、今後国から示されるのか」といった意見が出されました。

放課後児童クラブに対する意見としましては、基準内容につい

ては同意いただいておりますが、この基準で実施していく上で、基準を守っていくための様々な方策検討の段階では、運用に沿った柔軟な対応ができるよう検討してほしいといった意見が出されております。

藤原職務代理者： その確認基準は国の基準に沿って、本市もしていくのですか。

山こども政策課長： 国から基準案につきましては、一定、従うべき基準と参酌すべき基準ということで示されました。その中で門真市としましてはすべて国基準に沿ったかたちで策定してまいりたいと考えております。

藤原職務代理者： 本市は国の基準を上回っているのかということも含めて現状を教えてください。

山こども政策課長： 国から示された基準に合わせますと、現在の運用面で下回っている箇所もございます。そこにつきましては、市で基準案を作る時に、国基準に合うように対策を立てるようにしてまいりたいと考えております。

藤原職務代理者： 例えばどういうものですか。

山こども政策課長： 例えば面積基準でありますとか、定員の関係で何カ所か下回っているところがございます。そのあたりにつきましては、今後検討課題になってまいります。ただし、今回国から示されている基準より上回っている運用もございます。その点につきましては運用は上回ったままで続け、基準につきましては国基準で門真市でも基準を定めると考えております。

磯和委員： 地域型保育事業は、認可外の保育施設からの移行が想定されていると思いますが、現状門真市には、いくつの認可外保育施設がありますか。また、現状で、移行希望を把握していますか。

山こども政策課長： 利用料の一部を市が補助している「認可外保育施設」は現状6箇所あり、市で把握している事業所内保育施設は、7箇所ございます。

移行希望につきましては、今後、詳細の調査を実施する予定です。

磯和委員： 家庭的保育事業の資格要件に家庭的保育者とあるが、これはどういう資格ですか。

山こども政策課長： 家庭的保育者は、保育士若しくは保育士と同等の知識や経験を有する者で、講義の受講や保育実習等の必要な研修を受講した者となっております。

藤原職務代理者： 待機児童の数が全国的に問題になっている。4月には本市では待機児童0人と聞いたが、現在の状況はどうか。

山こども政策課長： 保育所の待機児童につきましては、4月1日時点では0人でありましたが、ただ年度途中では現実問題、待機児童が出ている状況です。

大矢こども未来部次長： 待機児童につきましては、4月1日時点におきましては0人となっております。昨年の10月時点では120人を超える待機児童を報告させていただいております。年度が始まって現在6月ですが待機児童は一定数存在いたします。これが年度末になりますと百数十人になります。認可外保育所にも補助金を出していますので、そちらも薦めております。私学の幼稚園において預かり保育を2園で運営していただいております。そのような形で、できる限り待機児童解消に取り組んでおります。

例年、年度を超える時点で、5歳児だった園児が小学校に上がり、0歳児が1歳児にそれぞれ1歳ずつ上がるのですが、その際に、待機児童が一旦リセットされて、0人になります。

ただそこから4月1日以降、日を追うごとに勤めに行かれる方等で待機児童が出てくるという現状でございます。ただその方には他の手段でニーズに応えられるよう手段を講じて対応してまいります。

その待機児童につきましてはこの子ども子育て会議で支援事業計画をこれから策定の議論に入っていくわけですが、その待機児童解消、ニーズに対する対応策を取りまとめて、最終的に市の計画となっていく形と考えております。

桜井委員： 28ページですが、運営規定とか勤務体制の確保とか、国基準にすべて定めるといふ保育施設の基準ですが、将来的には門真市の全体の利益のために門真市の実情に合った柔軟な基準にしていだくよう検討お願いいたします。

山こども政策課長： 委員のご指摘どおり、検討しながら進めていきたいと考えております。

長澤委員長： パブリックコメント後の流れはどうなりますか。

山こども政策課長： 提出された意見の反映を検討し、条例案として基準をまとめ、8月の定例会に議案として上程する予定でございます。その後、9月議会での議決を経て、10月より施行していくこととなります。

長澤委員長： そうしますと相当物理的に切迫した状況になって、教育委員会で慎重に審議しなければならない議案であるが、6月30日の子ども子育て会議で審議される議案はパブリックコメントをとられる前に、我々に報告いただきたい。その報告後、我々が意見を出すかもしれないので、それを受けてパブリックコメントに進んでいただきたい。

山こども政策課長： 子ども子育て会議の議論につきましては、持ち回り等でご説明させていただきまして、パブリックコメントを実施したいと考えております。またパブリックコメントの実施時期につきましてもご報告させていただきます。

長澤委員長： 大変ご苦勞をかけますがよろしく申し上げます。

桜井委員： 諸報告5について、福祉部門が教育委員会に入って、子ども達を取り巻く状況が分かりやすくなったと思います。その中で、50ページの児童虐待相談を見ると高校生への虐待件数が多いと思います。ネグレクトも大変ですが、高校の段階での身体的虐待が9件あったということは、心配だと思います。

中学校や小学校は教育委員会に来ていただいたら、連携して相談に乗ると思いますが、高校生に関しては、どのような対応をし、

どのような見通しを持っていますか。

三宅子育て支援課長： 虐待相談485件の中で、高校生の相談は、22件になっていますが、この中で、通告対応として扱った中で、要保護児童連絡調整会議で要保護児童等のケースになった場合につきまして、高校生につきましても高校が分かれば、高校に見守り依頼をかけています。

まず子どもの様子などを聞き、子どもが家庭のことをどう思っているのかとか気持ちを聞いていただけの方を探すために、学校の様子を伺っています。対応については、そのような対応となっております。

見通しは、訴えの内容によりますが、身体的虐待という外傷を伴うもので、学校へ登校されている子どもであれば、あざがあった場合は、学校から家庭児童相談センターに連絡してもらおうという対応にさせていただいております。

その際に写真を撮ってもらい、情報を残すこともお願いしております。内容をみて大阪府中央子ども家庭センターと連携させてもらって、大阪府中央子ども家庭センターが対応するというも行っております。

桜井委員： 質問ではなく意見ですが、最近是要保護児童連絡会で、見守っているだけで誰も何も手を出さないことが問題になっているのですが、学校がその後どう対応しているのかが分かればいいなというのが一点と、気持ちを聞く方についてですが、家庭児童相談センターや大阪府中央子ども家庭センターに繋がるんですが、結局誰も気持ちを聞いていないということが多いため、そのフォローができればありがたいと思います。

長澤委員長： 諸報告第6号の保育園の年齢別の園児数についてですが、定員を大幅に超えている園があります。これは市民にとってはありがたいけれども、園にとっては大変なことだと思います。このように定員を大幅に超えた場合にはペナルティ等はないのでしょうか。

私立高校の場合には定員を大幅に超えた場合には補助金をカットする等のペナルティがあります。保育園にはそのようなことはございませんか。

それからもう一点は受託、委託の条件です。他市からの受託、他市への委託の条件がどのようなケースがありますか。

森田保育幼稚園課長： 定員を超えた場合につきましては罰則は原則ございません。逆に国から定員の弾力化という形で定員 120%以内であれば、入所してもかまわないことになっております。ただし罰則規定といたしましては、3年間続けて 120%を超えた場合は、定員を是正しなければならないという規定がございます。

他市への受託児童数ですが、各保育園入所担当課から各市区町村へ入所する要件を示し、入所の枠があれば受託を受けるというかたちになっております。

長澤委員長： 例えば、門真市に住所登録があり、守口市で勤務している母親がいたとして、勤務先で子どもを預けた方が便利な場合、このケースにあてはまりますか？

森田保育幼稚園課長： あてはまります。まず門真市で、守口市の希望保育所入所申込みをしていただき、門真市から守口市へ入所委託し、守口市から許可書が届いた後、入所することになります。

長澤委員長： 申し込みは、住所登録のある市ですということですか。

森田保育幼稚園課長： はい、そうです。

長澤委員長 閉会宣言 午後 3 時00分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 藤原 定壽